



報道発表資料の配付日時 6月7日(火) 14時00分

発表項目 (行事名)	北海道飲食店感染防止対策認証制度(第三者認証制度)認証店舗の認証取消しについて		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道では、先のまん延防止等重点措置期間(令和4年1月27日～3月21日)において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく時短の要請に従わなかった第三者認証制度の認証店舗について、北海道飲食店感染防止対策認証制度実施要綱第12条の規定に基づき、認証を取り消しましたので、お知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 認証の取消し日 令和4年6月6日(月)</li> <li>2 取り消した認証店舗 9店舗(全て札幌市所在)</li> <li>3 取り消しの理由 北海道飲食店感染防止対策認証制度実施要綱では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請に従わない施設を認証の対象外としています。 このため、先のまん延防止等重点措置期間において、時短の要請に従わず、今後も遵守の意思が確認できないと判断した9店舗について、認証を取り消すこととしました。</li> </ol> <p style="text-align: center;">(参考) 飲食店感染防止対策認証制度実施要綱(抜粋)</p> <p>(対象) 第2条 本制度の対象となるものは、飲食業に属する事業者(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条第1項に規定する許可を受けた者をいう。以下「対象事業者」という。)が営む北海道内の事業用施設で専ら集客を目的とするもの(次に掲げるものを除く。以下「対象施設」という。)とする。 (2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「法」という。)第24条第9項、第31条の6第1項又は第45条第2項に基づく協力の要請に従わないもの (認証の効力の一時的停止) 第11条 知事は、認証施設が第2条第1項第2号若しくは第3号のいずれかに該当するものと確認したとき又は認証基準を満たさなくなったことを確認したときは、認証事業者に対して改善を要請するとともに、当該認証施設における認証の効力を一時停止する必要があると認めるときは、その旨を当該認証事業者に通知するものとする。 (認証の取消し) 第12条 知事は、前条の規定による改善を要請してから一定の期間を経過した後においても、当該認証事業者による改善が見られないと判断したときは、認証を取り消すことができるものとする。</p>		
参考			
報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付		
	同時レク		
担当 (連絡先)	経済部 経済企画課 第三者認証担当 (担当者: 佐々木、樽井) 電話: 011-206-6197 (ダイヤルイン) 内線: 38-861、38-862		